

田野町文化財調査報告書第10集

田野町遺跡詳細分布調査報告書

1990

宮崎県宮崎郡田野町教育委員会

序

田野町は、宮崎市の西方、鰐塚山系北麓に拡がる山野盆地を中心に位置します。従来から縄文時代の青木遺跡や灰ヶ野地下式横穴墓など著名な遺跡が知られていましたが、近年盛んに行われている農地保全整備事業等の開発により、徐々に田野町の古代史が明るみにされつつあり、考古学的にも注目されております。

しかし、その一方で多くの遺跡が消滅しつつあります。文化財は郷土の歴史を語り継ぐうえで欠くことのできない貴重なものであり、これらを保存・整備していくための措置を講じなければなりません。また、町の発展に伴い急速に増加しつつある開発事業への迅速な対応が求められています。

このような状況下において事前に文化財の分布を把握しておく必要が生じたため、文化庁、県教育委員会の御指導により、町内遺跡詳細分布調査を実施いたしました。

調査の結果、多くの遺跡を確認し、今後の開発にある程度対応しうる成果を上げることができました。しかし、埋蔵文化財はその大半が地中に埋没しているため、表面踏査だけでは全てを把握することは困難あります。従って、周知の遺跡以外の造成工事等開発行為を行うにあたっても、事前に教育委員会と充分な協議をされるようお願いします。

なお本報告書の刊行を機に、埋蔵文化財に対するいっそうのご理解をいただければと存じます。

この調査にあたり県教育委員会、調査補助員の方々をはじめ町民の皆様のご理解とご協力に対し厚く御礼申し上げます。

平成2年3月31日

田野町教育委員会

教育長 鍋 倉 政 信

例　　言

1. 本書は、田野町教育委員会が平成元年度に文化庁・県教育委員会の補助を受けて実施した町内全域を対象とする遺跡詳細分布調査の報告書である。
2. 本調査は、埋蔵文化財に関する調査であり、その内容は埋蔵文化財包蔵地調査カード及び遺跡分布図の作成である。
3. 本調査の結果は、踏査により得られたものである。
4. 本書の構成は、遺跡地名表・写真図版・附図の遺跡分布地図からなる。
5. 本書に掲載された遺跡はすべて文化財保護法にいう「周知の埋蔵文化財包蔵地」である。
6. 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施しようとする場合には、工事着手の2ヶ月以前に文化庁長官に届け出ることが文化財保護法により義務づけられているので、「周知の埋蔵文化財包蔵地」およびこれに隣接する地域において土木工事を実施しようとする場合には、計画段階において田野町教育委員会（宮崎郡田野町甲2818番地 Tel 0985-86-1111 内線 304）または県教育委員会文化課（宮崎市橋通東1丁目9番10号 0985-26-7251）に連絡し、文化財保護法による協議をされたい。

また、国および地方公共団体が土木工事等を実施する場合には、土木工事等の通知書を提出する必要がある。

なお、埋蔵文化財は、その性質上未発見のまま地中に埋蔵されている場合があるので、工事中不時に発見されたときは、現状を変更することなく、文化財保護法の規定に基き、文化庁長官に届けなければならない。そのため、遺跡の所在の有無については、事前に上記の教育委員会へ照会されたい。

遺跡地名表と分布地図について

- 埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」）は地図上に緑色 □ で示した。城館跡の場合にはその範囲を赤色 △ で、また、地下式横穴墓については 1 基づつ赤色 □ で示した。
- 地図の遺跡番号は、全て地名表のそれと一致する。
- 各遺跡を東・西・北・中央の 5 地区で分け、1000 番台は北地区、2000 番台は南地区、3000 番台は西地区、4000 番台は東地区、5000 番台は中央地区とした。
- 各遺跡名は原則として字名にしたがい、一部のものについては、通称・俗名によった。
- 遺跡名・範囲については一部変更したものもある。
- 遺跡の所在地は、大字名、小字名で示した。地番については、田野町教育委員会または県教育委員会に問い合わせせられたい。
- 調査の組織

調査主体 田野町教育委員会

教 育 長	鍋 倉 政 信
社会教育課長	北 村 光 雄
社会教育係長	長 友 啓 泰
同 主 査	櫛 間 泰 子 (庶務担当)
同 主 事 補	森 田 浩 史 (調査担当)



調査指導

面高哲郎

(県文化課主任主事)

8. 現地における調査は、森田および調査補助員が行った。
9. 本書に掲載した遺跡地名表と遺跡分布図は森田浩史が作成した。
10. 本書の執筆・編集は、森田があたった。なお、執筆に際しては、県文化課のご指導を賜った。

目 次

1. 遺跡地名表

北地区	1
南地区	3
西地区	4
東地区	6
中央地区	8
(文 献)	9
(備 考)	10

2. 調査の結果	11
----------	-------	----

3. 付 篇

文化財保護法（抄）	13
遺失物法	17
法・57条様式	18
照会文例	20

図 版

図版 1 分布調査表採遺物

図版 2 分布調査表採遺物

遺跡分布地図

1. 遺跡地名表

北地区

遺跡番号	名 称	所 在 地	種 別	時 代	旧番号		文 献	備 考
					台帳	地図		
1001	ズクノ山第1遺跡	鹿村野字上ノ原	遺物散布地	縄文／他		19-129		(1)
1002	ズクノ山第2遺跡	鹿村野字上ノ原	遺物散布地	縄文				
1003	前ノ原第1遺跡	鹿村野字前ノ原	遺物散布地	縄文・平安				
1004	前ノ原第2遺跡	鹿村野字前ノ原	遺物散布地	平安				
1005	古木場遺跡	鹿村野字古木場	遺物散布地	平安				
1006	永野第1遺跡	鹿村野字永野	遺物散布地	縄文・平安				
1007	永野第2遺跡	鹿村野字永野	遺物散布地	縄文・平安				
1008	突屋ヶ野第1遺跡	灰ヶ野字突屋ヶ野	遺物散布地	縄文・平安				
1009	突屋ヶ野第2遺跡	灰ヶ野字突屋ヶ野	遺物散布地	平安				
1010	突屋ヶ野第3遺跡	灰ヶ野字突屋ヶ野	遺物散布地	縄文・平安				
1011	堀ノ下第1遺跡	灰ヶ野字堀ノ下	遺物散布地	平安				
1012	堀ノ下第2遺跡	灰ヶ野字堀ノ下	遺物散布地	縄文				
1013	灰ヶ野第1遺跡	灰ヶ野字灰ヶ野	地下式横穴 遺物散布地	縄文～古墳			(1)	(2)
1014	灰ヶ野第2遺跡	灰ヶ野字灰ヶ野	遺物散布地	平安／他				
1015	灰ヶ野第3遺跡	灰ヶ野字灰ヶ野	遺物散布地	縄文				
1016	松井坊遺跡	灰ヶ野字松井坊	遺物散布地	縄文・平安				
1017	堀口第1遺跡	堀口字弓場ノ後	遺物散布地	縄文～		19-128		(3)
1018	堀口第2遺跡	堀口字下尾谷	遺物散布地	縄文				
1019	堀口第3遺跡	弓場ノ後 堀口字萬ノ原	遺物散布地	縄文・平安		19-127		(4)
1020	堀口第4遺跡	堀口字地藏原	遺物散布地	縄文・弥生				

遺跡番号	名 称	所 在 地	種 別	時 代	川 番 号		文 献	備 考
					台帳	地図		
1021	堀口第5遺跡	堀口字中野	遺物散布地	縄 文				
1022	堀口第6遺跡	堀口字姥ヶ谷	遺物散布地	縄 文				
1023	堀口第7遺跡	堀口字葛ノ巣	遺物散布地	平 安				
1024	豆野第1遺跡	堀口字豆野	遺物散布地	縄文・平安				
1025	豆野第2遺跡	堀口字豆野	遺物散布地	不 詳				
1026	鷹ノ巣第1遺跡	堀口字鷹ノ巣	遺物散布地	縄文・平安				
1027	鷹ノ巣第2遺跡	堀口字鷹ノ巣	遺物散布地	縄 文				
1028	荻ヶ瀬第1遺跡	三角寺字荻ヶ瀬	遺物散布地	縄 文				
1029	荻ヶ瀬第2遺跡	三角寺字荻ヶ瀬	遺物散布地	旧石器～			(2)	(5)
1030	田野城址	三角寺字後山	城 址	中・近世				
1031	大將軍原遺跡	仮屋原字大將軍原	遺物散布地	縄 文				
1032	中西原遺跡	鶯瀬字中西原	遺物散布地	平 安				
1033	坂ノ下遺跡	鶯瀬字坂ノ下	遺物散布地	縄文・弥生	19-130			(6)
1034	小牧第1遺跡	鶯瀬字小牧	遺物散布地	平安？				
1035	小牧第2遺跡	鶯瀬字小牧	遺物散布地	不 詳				
1036	法光坊第1遺跡	法光坊字法光坊	遺物散布地	々				
1037	法光坊第2遺跡	法光坊字法光坊南	遺物散布地	々				
1038	鶯瀬原第2遺跡	法光坊字鶯瀬原	遺物散布地	々				
1039	鶯瀬原第1遺跡	法光坊字鶯瀬原	遺物散布地	々				
1040	師匠免遺跡	鶯瀬字師匠免	遺物散布地	々				

南塘区

西地区

遺跡番号	名 称	所 在 地	種 別	時 代	目 番 分		文 献	備 考
					台帳	地図		
3001	野崎第1遺跡	野崎	遺物散布地	弥 生				
3002	野崎第2遺跡	野崎	遺物散布地	弥生・平安				
3003	野崎第3遺跡	野崎	遺物散布地	不 詳				
3004	東原遺跡	野崎字東原	遺物散布地	繩 文				
3005	鹿毛第1遺跡	野崎字鹿毛	遺物散布地	平 安				
3006	鹿毛第2遺跡	野崎字鹿毛	遺物散布地	不 詳				
3007	鹿毛第3遺跡	野崎字鹿毛	遺物散布地	繩 文				
3008	永迫第1遺跡	八重字永迫	遺物散布地	不 詳				
3009	永迫第2遺跡	八重字永迫	遺物散布地	繩文・平安				
3010	砂田遺跡	八重字砂田	遺物散布地	石器・繩文			09	
3011	樺現谷第1遺跡	八重字樺現谷	遺物散布地	繩文・弥生	19-124	(6)	01	
3012	樺現谷第2遺跡	八重字樺現谷	遺物散布地	繩 文		(6)	02	
3013	前畑第1遺跡	八重字佐野前田	遺物散布地	繩 文	19-123	(7)	03	
3014	前畑第2遺跡	八重字佐野前田	遺物散布地	繩文(草創期)			04	
3015	前畑第3遺跡	八重字佐野前田	遺物散布地	繩 文				
3016	前畑第4遺跡	八重字佐野前田	遺物散布地			(8)	05	
3017	仮屋原第1遺跡	仮屋原字仮屋原	遺物散布地	繩 文				
3018	仮屋原第2遺跡	仮屋原字仮屋原	遺物散布地	繩 文				
3019	松山第1遺跡	松山字小平	遺物散布地	繩 文				
3020	松山第2遺跡	松山字小谷	遺物散布地	不 詳				
3021	吹田遺跡	上ノ原吹田	遺物散布地	繩 文				

東地区

遺跡番号	名 称	所 在 地	種 別	時 代	旧 番 号		文 献	備 考
					台帳	地図		
4001	西原遺跡	尾平字斧低 一部清式(西原)	遺物散布地	縄文・平安				
4002	尾平第1遺跡	尾平字尾平	遺物散布地	縄文～				
4003	尾平第2遺跡	尾平字尾平	遺物散布地	平安				
4004	二ツ尾遺跡	尾平字二ツ尾	遺物散布地	平安				
4005	大畠遺跡	尾平字大畠	遺物散布地	平安？				
4006	空地遺跡	梅谷字空地	遺物散布地	縄文				
4007	馬渡第2遺跡	今村字馬渡	遺物散布地	縄文				
4008	馬渡第1遺跡	今村字馬渡	遺物散布地	縄文	19-131		33	
4009	下ノ原遺跡	船ヶ山字下ノ原	遺物散布地	縄文・中世				
4010	東入佐遺跡	今村字東入佐	遺物散布地	不詳				
4011	松ノ木原遺跡	梅谷字松ノ木原	遺物散布地	縄文				
4012	下谷口遺跡	下井倉字下谷口	遺物散布地	平安				
4013	井倉洞穴遺跡	下井倉字井倉	洞窟		19-126			
4014	梅谷城址	梅谷字下屢敷	遺物散布地					
4015	二ツ山第1遺跡	二ツ山字二ツ山	遺物散布地	不詳				
4016	二ツ山第2遺跡	二ツ山字二ツ山	遺物散布地	縄文				
4017	合子ヶ谷第2遺跡	合子ヶ谷	遺物散布地	縄文				
4018	合子ヶ谷第1遺跡	合子ヶ谷	遺物散布地	平安			(1)	33
4019	中尾遺跡	中尾字大久保	遺物散布地	不詳				
4020	又五郎遺跡	前平字又五郎		縄文				33
4021	札ノ元遺跡	前平字札ノ元		旧石器・ 縄文			32	33

中央地区

文 献

- (1) 田中茂「宮崎郡田野町灰ヶ野地下式横穴」宮崎県総合博物館研究紀要No.1 1972
「田野町灰ヶ野地下式古墳発掘調査報告書」宮崎県文化財調査報告書第17集 宮崎県教育委員会 1973
- (2) 「九州自動車道（宮崎線）関係遺跡分布調査報告書」宮崎県教育委員会 1968
- (3) 「宮崎県田野町吉木遺跡の調査」日本考古学協会第28回大会研究発表要旨 1963
- (4) 「高野原地下式1号墳発掘調査」宮崎県文化財調査報告書第24集 宮崎県教育委員会 1981
- (5) 「黒草遺跡」九州縦貫道埋文化財調査報告書(3) 宮崎県教育委員会 1979
- (6) 「八重地区遺跡発掘調査概要」田野町文化財調査報告書第7集 田野町教育委員会 1989
- (7) 「前畠第1遺跡発掘調査概要」田野町文化財調査報告書第9集 1990
- (8) (6)に同じ
- (9) 「丸野第2遺跡概要」田野町文化財調査報告書第4集 田野町教育委員会 1987
「丸野第2遺跡概要－第2次調査－」田野町文化財調査報告書第5集 田野町教育委員会 1988
- 「丸野第2遺跡」田野町文化財調査報告書第11集 田野町教育委員会 1990
- (10) 「長森遺跡概要」田野町文化財調査報告書第6集 田野町教育委員会 1989
- (11) 「合子ヶ谷遺跡」田野町文化財調査報告書第8集 田野町教育委員会 1989
- (12) 「芳ヶ迫第2遺跡、芳ヶ迫第3遺跡、札ノ元遺跡概要」田野町文化財調査報告書第2集 田野町教育委員会 1985
「芳ヶ迫第1遺跡、芳ヶ迫第2遺跡、芳ヶ迫第3遺跡、札ノ元遺跡」山野町文化財調査報告書第3集 田野町教育委員会 昭和61年3月
- (13) 「芳ヶ迫第1遺跡概要」田野町文化財調査報告書第1集 田野町教育委員会 1984

(その他)

- 「前平地区遺跡発掘調査報告書」宮崎県文化財調査報告書第26集 1983
岩永哲夫「九州南部における縄文早期遺跡の概観」宮崎県総合博物館研究紀要13
1983. 3
- 岩永哲夫「平棺式土器」宮崎考古学石川恒太郎先生米寿記念特集号上巻 宮崎県考古学会 1989. 7

備 考

- (1) 遺跡名変更 旧名称 スグノ山遺跡
- (2) 遺跡名変更 旧名称 灰ヶ野地下式横穴墓 一部発掘調査済 文献(1)
- (3) 遺跡名変更 旧名称 堀口A遺跡
- (4) 遺跡名変更 旧名称 堀口B遺跡
- (5) 遺跡名変更 旧名称 萩ヶ瀬遺跡 文献(2)
- (6) 遺跡名変更 旧名称 灰ヶ野遺跡
- (7) 一部発掘調査済 文献(3)
- (8) 遺跡名変更 旧名称 高野原地下式横穴墓 一部発掘調査済 文献(4)
- (9) 遺跡名変更 旧名称 黒草遺跡 一部発掘調査済 文献(5)
- (10) 平成2年度発掘調査予定 県営農地保全整備事業
- (11) 遺跡名変更 旧名称 八重B遺跡 八重地区遺跡として一部発掘調査済 文献(6)
- (12) 遺跡名変更 旧名称 八重C遺跡 八重地区遺跡として一部発掘調査済 文献(6)
- (13) 遺跡名変更 旧名称 八重A遺跡 一部発掘調査済 文献(7)
- (14) 平成2年度発掘調査予定 県営農地保全整備事業
- (15) 遺跡名変更 旧名称 前畠遺跡 文献(8)
- (16) 一部発掘調査済 文献(9)
- (17) 一部発掘調査済 文献(10)
- (18) 平成2年2月より発掘調査中 平成2年度も継続して調査 リゾート開発
- (19) 遺跡名変更 旧名称 片井野遺跡
- (20) 平成元年度より発掘調査中 県文化課 天神ダム建設
- (30) 遺跡名変更 旧名称 船ヶ山遺跡
- (31) 遺跡名変更 旧名称 合子ヶ谷遺跡 一部発掘調査済 文献(11)
- (32) 発掘調査済
- (33) 発掘調査済 文献(12)
- (34) 発掘調査済 文献(13)
- (35) 発掘調査済 文献(14)
- (36) 発掘調査済 文献(15)

2. 調査の結果

遺跡詳細分布調査の結果は埋蔵文化財包蔵地地名表と遺跡分布図のとおりである。調査は、畑地・水田を中心に行ったため、山林及び民家密集部分については、その所在の有無を確認していない。発掘調査済の遺跡は（備考）で示した。地名表に示した遺跡名については、一部その名称を変更したものもあるので（註）を参照されたい。各遺跡の時代区分は、良好な資料が得られたもののみ示し、細片にとどまったものについては「不詳」とした。地図に示した遺跡の範囲は、主に建物の散布する範囲を、地形等と検討しながら線で結んだものである。

田野町は從来から、縄文時代遺跡が多く所在すると考えられていたが、今回の調査に伴い、さらにその数を増した。現時点で69遺跡を確認している。吹田遺跡においては晩期の土器が多量に散布しており、まとまった集落址の存在が想定される。周知の青木遺跡については、更にその範囲が拡がることを確認した。

旧石器時代の遺跡は、地表面よりかなり下層に存在するため、その遺跡数は少ないが、今後の発掘調査等で徐々にその数を増すであろう。

弥生時代の遺跡は、遺物の性格上、細片での判断は困難であるため、不明確なものは取り上げていない。

古墳時代は周知の遺跡以外、確認していない。

古代以降の遺跡については、かなりの増加をみたが、判断しうる資料を「布目痕土器」にたよったため、ここでは時代の細分を避け、平安時代の遺跡として示した。布目痕土器の分布は拡範囲に至ったが、大半は河川の流域に沿った段丘及び台地先端に位置する。これらは官道を含めた古代の「道」を考察する上で興味深い資料である。

以上、田野町において確認した遺跡は、周知の遺跡を含めて113ヶ所に至った。ただし、今回の調査は地表面の踏査のみによるものであり、地図上で示した以外にも埋没している遺跡が存在することは確実である。今後予想され

る開発事業等との調整を、より円滑にしていくために、未発見の遺跡についても、所在を明確にしていかなければならないが、開発にあたっては、この点に充分留意いただきたい。

3. 付 篇

文化財保護法(抄)

[昭和25年5月30日]
法律第214号

最近改正 昭和58年12月2日法律第78号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は藝術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の學術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は藝術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は學術上価値の高いもの、庭園、橋梁、^{ヨリヨリ}峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって藝術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって學術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- (5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第4章 埋蔵文化財

(昭和29年3月1日・章名追加)

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査

のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出さなければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りではない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(昭29法131・昭43法99・昭50法49・一部改正)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包藏する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包藏地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に關し必要な事項を指示することができる。

(昭29法131・追加、昭43法99・昭50法49・一部改正)

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包藏地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(昭50法49・追加)

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貰づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回はに限り、当該命令に係る区域の全部又は、一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月を超えることとなってはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執っ

た場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずるべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(昭29法131・一部改正)

(遺失物法の適用)

第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合の外、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第80条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(昭29法131・昭4・3法99・昭50法49・一部改正)

第98条の2 地方公共団体は、文化庁長官が第58条に第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(書類等の経由)

- 第103条 この法律の規定により文化財に關し文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に關し文部大臣又は文化庁長官が發する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。但し、特に緊急な場合は、この限りでない。

[明治32年3月24日]
〔法 律 第 87 号〕

最近改正 昭和33年3月10日法律第5号

遺失物法

- 第1条 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス
- ② 物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為スヘシ

(昭26法137・一部改正)

- 第7条 拾得者ハ予メ申告シテ拾得物ニ關スル一切ノ権利ヲ拠棄シ第3条ノ費用弁償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

(昭33法5・1部改正)

- 第13条 埋藏物ニ關シテハ第10条及第10条ノ2ヲ除ク外本法ノ規定ヲ準用ス

第 年 月 日 文 化 厅 長 官 殿
号

別 記 1

1. 土木工事等をしようとする上地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする上地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び

住 所

4. 土木工事等をしようとする上地に係る測量の種類、員数及び
名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事の土体となる者（当該土木工事等が請負契約等
によりなされることは、契約の両当事者の氏名及び住所（
法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並び
に事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期
9. 当該土木工事等の終了予定期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

1. 土木工事等をしようとする上地及びその付近の地図並びに当
該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(B5版)

(B5版)

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

届出の埋蔵文化財発掘地において土木工事等のための発掘を実施
したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第57条の2第1
項・第57条の3第1項〕の規定により、別記1の事項について、關係
書類を添付し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

別記2

57条の2第1項・57条の3第1項
(○で囲むこと)

都道府県文書番号

委保第 号 年月日 年月日

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等: 住 所:		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 宮衙跡 試館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	員数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒原地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 織文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業開拓 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他の開発 ()		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等: 住 所:		
7. 施工責任者	氏 名: 住 所:		
8. 着手時期	年 月 日	9. 終了時期	年 月 日
10. 参考事項			
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()		
起案	決裁	発送	引継

【注意事項】 ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は都道府県教育委員会で記入。
 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

照会文例

(遺跡未発見地域の場合)

平成 年 月 日

平成 年 月 日

町教育委員会
教育長

町教育委員会
教育長

文化財の所在の有無について（照会）

現在、下記地区において開発検定を行っていますが、当地域内（別添図
面）における文化財の有無について照会します。

開発に伴う文化財の取扱について（協議）

現在、下記の地区において開発計画をしています。
つきましては、当該区域内（別添図面）における文化財の取扱等について
ご説明をお願いします。

記
記

1. 開発予定地域

2. 開発目的

3. 予定期間

4. 添付図面

地形図 (5,000分の1又は2,500分の1)

案内図 (25,000分の1)

地形図 (5,000分の1又は2,500分の1)

2. 予定期間

3. 添付図面

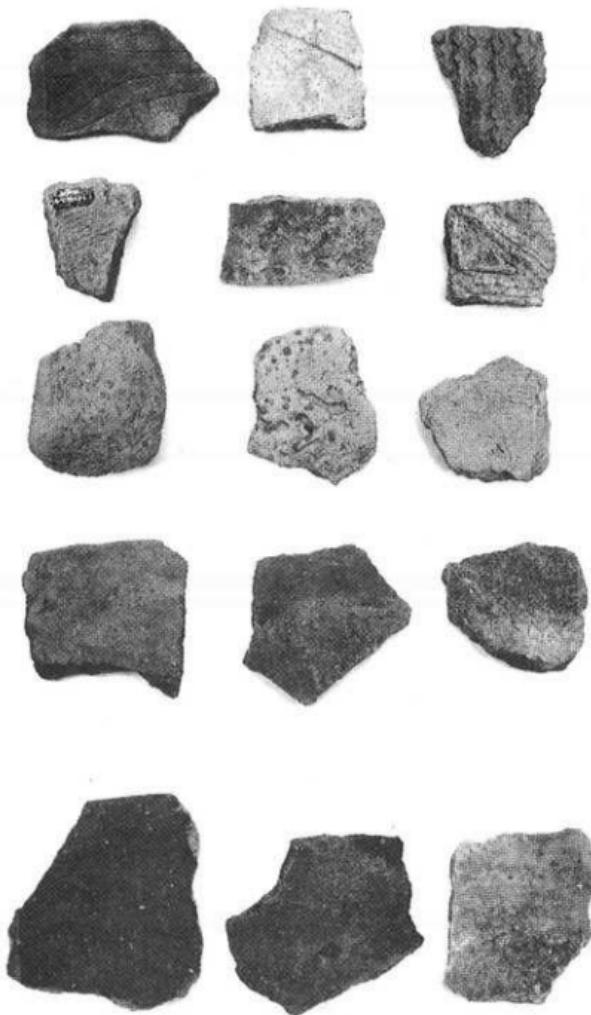
4. 添付図面

案内図 (25,000分の1)

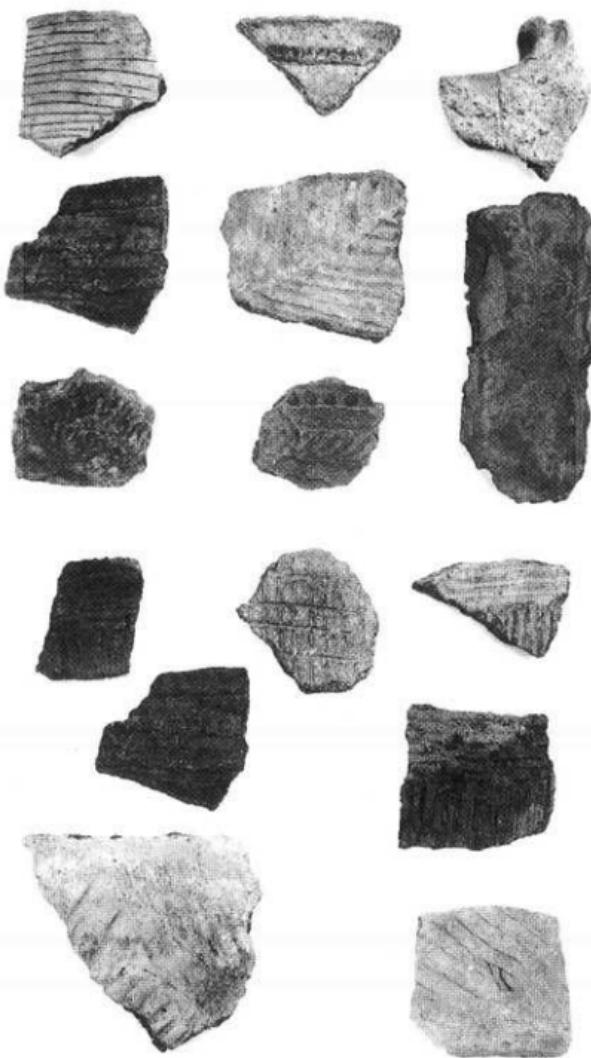
地形図 (5,000分の1又は2,500分の1)

1部

3部



分布調查表採遺物



分布調査表採遺物

田野町文化財調査報告書第10集
遺 跡 詳 細 分 布 調 査

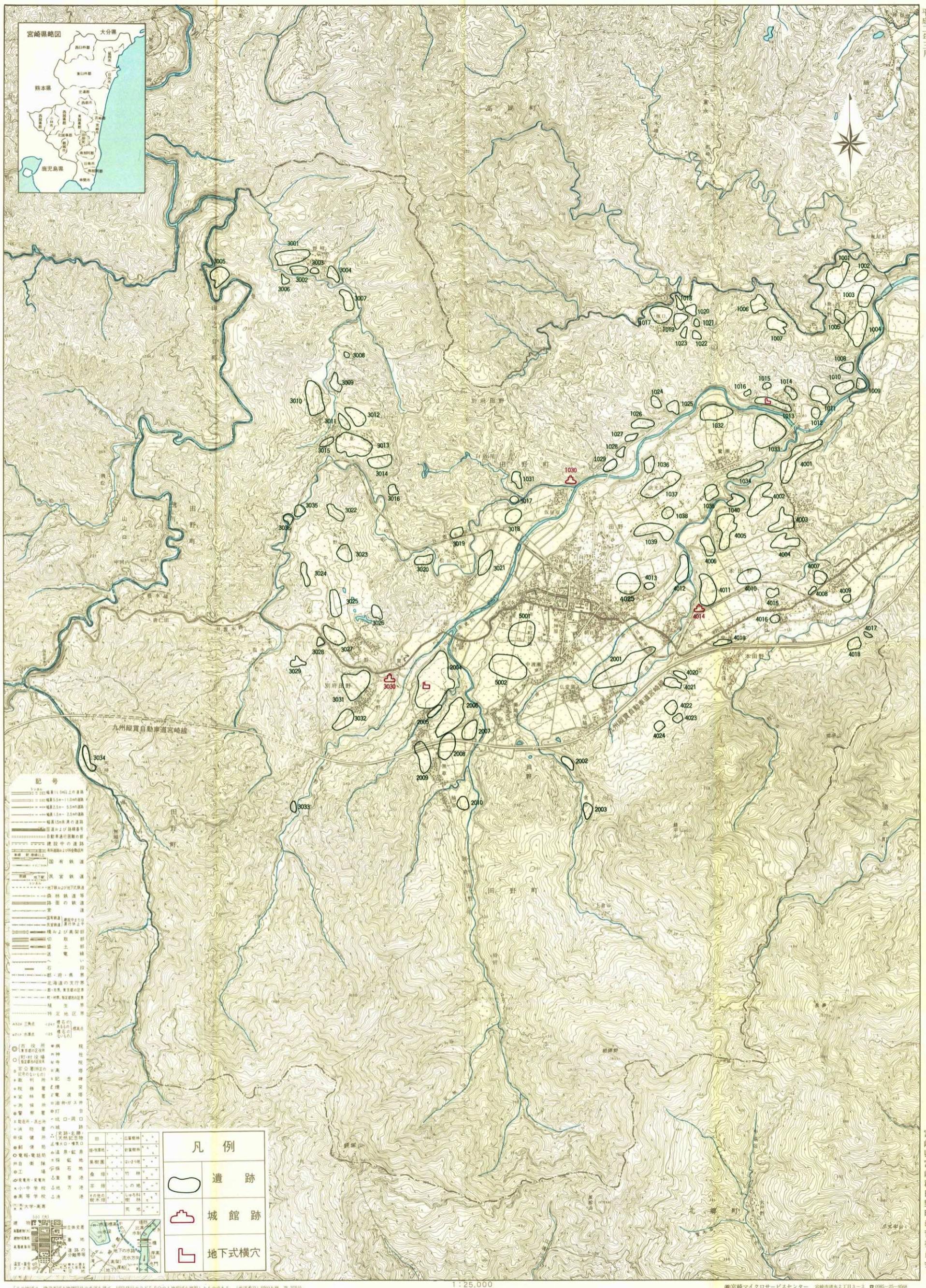
発行年月日 平成2年3月31日

編集・発行 田野町教育委員会

印 刷 株宮崎マイクロサービスセンター

田野町遺跡分布地図

平成二年三月



「この地図は、建設省国土地理院技の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号)昭60九復、第205号」

1.25.000

熊宮崎マイクロサービスセンター 宮崎市清水2丁目3-3 ☎ 0985-25-9668